

法定福利費の内訳明示について

平成29年12月以降に入札公告等を行う工事から

～ 「工事費構成内訳書」 の提出が必要となります～

平成29年10月

あなたに、ベスト・ウェイ。



○法定福利費の明示について

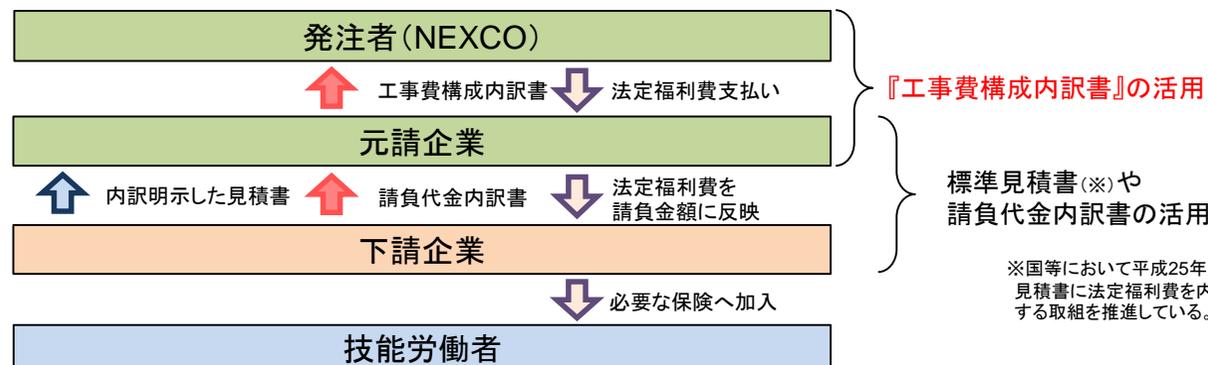
①社会保険等未加入対策

- 建設業者の社会保険等未加入対策として、社会保険等への加入を一層推進していくためには、必要な法定福利費が契約段階でも確保されていることが重要です。
- 建設工事における元請ー下請間では、各専門工事業団体が法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成しており、その活用が進展しているところです。
- 公共工事標準約款においても、工事費の内訳書において、法定福利費を内訳として明示することが標準化されました。
- 上記の背景を受け、NEXCO東日本の工事請負契約書においても、契約締結後『工事費構成内訳書』を提出することを規定しました。

②法定福利費を内訳明示する意義

- 現場労働者(受注者及び下請業者)の法定福利費は、それぞれの工事ごとの請負金額の中に確保する必要があります。このため、工事費構成内訳書において法定福利費を明示し、元請・下請間での必要な法定福利費の確保に繋がります。

(活用イメージ)



※国等において平成25年度より、見積書に法定福利費を内訳明示する取組を推進している。

○法定福利費の明示様式～『工事費構成内訳書』



工事費構成内訳書の様式

●工事費構成内訳書は、契約締結後14日以内に発注者に提出する規定となります。

(工事請負契約書)※平成29年12月以降に入札公告等を行うもの

<p>【総価単価契約の場合】 土木工事 (工事費構成内訳書、工程表)</p> <p>第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて工事費構成内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</p> <p>3 内訳書及び工程表は、契約書の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p>	<p>【総価契約の場合】 施設工事 (請負代金内訳書、工事費構成内訳書、工程表)</p> <p>第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)、工事費構成内訳書及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 工事費構成内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</p> <p>3 内訳書、工事費構成内訳書及び工程表は、契約書の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p>
--	--

●工事費構成内訳書の提出書式は、当該工事の特記仕様書において規定します。

当初契約時に、工程表と合わせて提出(提出書は1部)してください。

<p>様式●号</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>東日本高速道路株式会社 支社(事務所) 支社長(所長)</p> <p style="text-align: right;">住所 会社名 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;"><u>工事費構成内訳書及び工程表の提出について</u></p> <p style="text-align: center;">(工事名)</p> <p>標記工事について、工事費構成内訳書及び工程表を作成しましたので、提出します。</p>	<p>工事費構成内訳書 (工事名)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種・種別・細別</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単価表の合計金額</td> <td>式</td> <td>1</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸経費①</td> <td>式</td> <td>1</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸経費②</td> <td>式</td> <td>1</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事価格</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消費税相当額</td> <td>式</td> <td>1</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事費計</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※必要に応じて法定福利費の算出根拠を添付すること。 ※諸経費は該当する項目のみ記入すること。 ※施設工事の場合は、「単価表の合計金額」を「直接工事費」とすること。</p>	工種・種別・細別	単位	数量	金額	摘要	単価表の合計金額	式	1	0		諸経費①	式	1	0		諸経費②	式	1	0		工事価格			0		消費税相当額	式	1	0		工事費計			0		工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額			0	
工種・種別・細別	単位	数量	金額	摘要																																					
単価表の合計金額	式	1	0																																						
諸経費①	式	1	0																																						
諸経費②	式	1	0																																						
工事価格			0																																						
消費税相当額	式	1	0																																						
工事費計			0																																						
工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額			0																																						

○法定福利費の明示にあたっての留意点(1)

○明示する法定福利費について

- ・建設工事の直接的な作業に従事する現場作業員に係る社会保険料の事業主負担分が対象
- ・対象となる社会保険は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険

<法定福利費の計算方法>

①労務費を算出し、法定福利費を求めるケース

- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用している場合 ⇒当該労務費を使用。
- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用していない場合 ⇒過去の工事実績から平均的な労務費比率を算出し、これを工事費に乗じて、労務費を算出。
- ・労務費に各保険の保険料率を乗じることで、法定福利費を算出。
法定福利費 = 労務費総額 × 法定保険料率(事業主負担分)

②労務費の算出が困難なケース

- ・過去の工事実績から平均的な法定福利費の割合を算出し、これを工事費に乗じて、法定福利費を算出。
法定福利費 = 工事費 × 工事費あたりの平均的な法定福利費の割合

③下請企業から提出された見積書等を活用するケース

- ・下請企業から提出された法定福利費を内訳明示した見積書等を活用(明示された法定福利費の額を合算)
法定福利費 = (下請Aの法定福利費) + (下請Bの法定福利費) + …

(参考)法定保険料率

平成29年9月現在の各法定保険料率(東京)

	全額	事業主負担分	本人負担分
健康保険料(※1)	9.91%	4.955%	4.955%
介護保険料(※2)	1.65%	0.825%	0.825%
子ども ・子育て拠出金	0.23%	0.23%	(負担なし)
厚生年金保険料	18.300%	9.15%	9.15%
雇用保険料	1.2%	0.8%	0.4%
		15.96%	

※1 都道府県によって料率が変わります。表は協会けんぽの東京都の料率です。

※2 40歳以上65歳未満の方が対象となります。

※3 料率は都度変更されます。所管官庁のホームページで確認できます。

○法定福利費の明示にあたっての留意点(2)



○法定保険料率の調べ方

- 雇用保険料 ⇒ 厚生労働省HP:「雇用保険 保険料率」で検索
- 健康保険料 & 介護保険料 ⇒ 全国健康保険協会HP:「健康保険 保険料額表」で検索
- 厚生年金保険 & 子ども・子育て拠出金 ⇒ 日本年金機構HP:「厚生年金 保険料額表」で検索

○社会保険の適用関係

所属する事業所		就労形態	労働保険	社会保険	
事業所の形態	常用労働者の数		雇用保険	医療保険(いずれか加入)	年金保険
法人	1人~	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※	厚生年金
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※	厚生年金
個人事業主	5人~	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※	厚生年金
	1人~4人	常用労働者	雇用保険	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
	—	事業主、一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金

: 事業主負担あり
 : 個人で加入 (事業主負担なし)

※年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

※国民健康保険組合は、保険料の事業主負担がある場合とない場合がある。

(平成29年10月時点)



国土交通省ホームページ:「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)」を参考に作成

○法定福利費の明示にあたっての留意点(3)

○内訳明示する法定福利費について

【内訳明示の対象】

- ・健康保険の保険料は介護保険料、厚生年金保険の保険料は子ども・子育て拠出金と一体で徴収されることから、内訳明示する法定福利費には、これらの事業主負担分も含まれます。
- ・内訳明示を求められている法定福利費以外の費用(例:社会保険料の個人負担分)を除くことが困難な場合は、当該費用が含まれることを明記してください。

【内訳明示の方法】

- ・法定福利費の算出方法によっては、必ずしも個々の社会保険の法定福利費を算出できるとは限らないため、社会保険の種類毎に明示せず、まとめて明示することでも差し支えありません。
- ・工事費目(直接工事費、現場管理費等)毎に法定福利費を内訳明示するのではなく、請負代金総額に対して内訳明示することで差し支えありません。

○法定福利費の算出について

- ・受注者は、下請企業に工事を発注する予定がある場合には、＜法定福利費の計算方法＞中の「労務費総額」又は「工事費」に下請企業の負担分を含めた上で算出することに留意してください。
- ・受注段階で下請企業が確定しておらず、下請企業が社会保険の適用対象なのか、適用除外(法定福利費無し)なのか不明である場合には、全ての下請企業が社会保険に加入しているという前提で算出した法定福利費を明示してください。

■法定福利費の算出方法について

法定福利費の算出方法に関しては、国土交通省のホームページ等にも掲載されていますので参考にしてください。

各専門工事業団体の作成した業種ごとの「標準見積書」

・法定福利費を適切に明示するため、各専門工事業団体において「標準見積書」を作成しており、その中で算出方法等の考え方が記載されています。

掲載先 ⇒ 国土交通省HP:「標準見積書」で検索

「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」

・国土交通省の公表している、法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順です。

掲載先 ⇒ 国土交通省HP:「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)」で検索

・平成28年度実施した「法定福利費セミナー」教材より作成されたものです。

掲載先 ⇒ 国土交通省HP:「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」で検索

・業種等に関わらず、見積書の標準的な作成手順が記載されています。